

2 資 48 号の 17
令和 2 年（2020 年）8 月 31 日

（一社）長野県資源循環保全協会会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
感染防止策の徹底等について（要請）**

日頃は、長野県の環境行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では 8 月 28 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、9 月 1 日から 30 日までの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴協会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

（1）ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

なお、廃棄物に関して次の 2 つの団体からガイドラインが示されていますので御確認ください。

- ・一般財団法人 日本環境衛生センター
<https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx>
- ・公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
[https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.htm/ ←現在は見られません](https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.htm/)

（注）両団体の共同作成ですので、いずれか一方の資料で御確認ください。

（2）イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、次に示す開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さんに周知してください。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

イベント開催の目安（9月1日～9月30日）

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人ととの距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を行ってください。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施いただくとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促進し、連絡先を把握する等の対策を講じてください。

2 協力を依頼する事項

(1) 感染者が多数発生している地域との往来等の注意

多くの都道府県で、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っていることを踏まえ、他の都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとっていただき、県内においても感染者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとっていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断していただき、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討していただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

(2) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する取組を行っていただくことや、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗についても密集を避けるための対策等をとっていただくよう会員の皆様に周知してください。

(3) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起

会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けさせていただくこと、また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止対策を講じている店舗の利用が望ましいことを会員や会員企業の皆様に周知してください。

(4) 観光施設等における必要に応じた利用者名簿の作成等による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、観光施設等においては必要に応じて利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握していただくよう会員の皆様に周知してください。

(5) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、感染者等が安心できる温かい社会をつくる取組を行っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

環境部環境部資源循環推進課

(課長) 伊東 和徳

(担当) 町田 英子

電話 026-235-7181 FAX 026-235-7259

Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp